

副会長 ただいまから総会を始めます。

次 長 これより議案について、ご審議をよろしくお願い致します。
議長につきましては、臼杵市農業委員会会議規則第 7 条の規定により、疋田会長にお願い致します。

議 長 それでは、議事に先立ち、最初に委員の定足数の報告を局長が致します。

次 長 それでは、定足数の報告を致します。委員総数 23 名中、本日は姫嶋 委員、小川 委員、足立 委員、川野 委員が欠席となっており、臼杵市農業委員会会議規則第 6 条の規定により、出席委員数が過半数となっておりますので、本日の会議が成立していることを報告します。

議 長 次に議事録署名委員の選任ですが、私に一任いただけるでしょうか。

－ 「異議なし」 の声あり －

議 長 それでは、議席番号 4 番 鶴田 茂資郎 委員 13 番 佐藤 幸子 委員に議事録署名委員をお願い致します。

議 長 それでは、ただいまから議案審議に入ります。議案第 53 号農地法第 3 条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

主 幹 1 ページをお開きください。

議案第 53 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 農地法第 3 条第 1 項の規定により、農地の所有権を移転し、又は使用貸借による権利、賃借権もしくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定することについて、許可申請書の提出が下記のとおり、あったので提案する。

平成 29 年 12 月 4 日 臼杵市農業委員会 会長 疋田忠公

番号 1、田 244 m² 外 6 筆 合計 5,630 m² を、耕地拡張のため、贈与により所有権を移転するものです。
番号 2、田 183 m² 外 1 筆 合計 221 m² を、耕地拡張のため、売買により所有権を移転するものです。
番号 3、田 1,587 m² 外 3 筆 合計 6,465 m² を、耕地拡張のため、贈与により所有権を移転するものです。
番号 4、田 991 m² 外 1 筆 合計 1,817 m² を、耕地拡張のため、贈与により所有権を移転するものです。

以上 4 件の申請については、農地法第 3 条第 2 項の[全部効率利用要件]、[農作業常時従事要件]、[下限面積要件]、[地域との調和要件]の各号に該当するため、許可要件のすべてを満たすものと考えられます。

お手元に配布しております、農地法第 3 条申請チェックリストを併せてご覧いただきたいと思います。

11 月 24 日に実施しました現地調査において、調査委員 2 名が判断された農地法第 3 条第 2 項の各号であります。これについて調査委員より、後ほど説明および報告がありますので、その結果を踏まえ委員会の判断をお願いしたいと思います。申請地は、次のページに掲載していますのでご覧ください。

以上、3 条申請 4 件についてご提案申し上げます。

議 長 それでは、事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願いいたします。

柳 井
委 員 私、柳井より、11 月 24 日に実施しました議案第 53 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行います。チェックリストと合わせ報告します。

番号 1 の申請についてです。

贈与により所有権を取得するものです。

申請地は 7 筆で、うち 3 筆は、登記簿上は田ですが栗や柿等が植えられた果樹園です。残り 4 筆は田で、適切に耕作管理されています。

3 条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[下限面積要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

番号 2 の申請についてです。

売買により所有権を取得するものです。

申請地は 2 筆で、うち 1 筆は、登記上は田ですが、現況は畑です。いずれも耕作されていませんが、定期的に草刈等の管理がなされています。

3 条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[下限面積要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

番号 3 の申請についてです。

贈与により所有権を取得するものです。

申請地は 4 筆で、1 筆は、現在耕作されていませんが、草刈等の管理がなされており、残りの 3 筆は適切に耕作管理されています。

3 条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[下限面積要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

番号 4 の申請についてです。

贈与により所有権を取得するものです。

申請地は 2 筆で、うち 1 筆は現在耕作されていませんが、草刈等の管理がなされており、残りの 1 筆は適切に耕作管理されています。

3 条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[下限面積要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

以上、3 条申請 4 件について調査報告となります。委員皆様の慎重な審議をお願いします。

議 長 　ただ今の説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

- 質疑なし -

議 長 それでは質疑がないようですから、これで質疑を終ります。これより議案第 53 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、採決を行います。本件を、原案どおり承認することに、ご異議ない方は、挙手をお願いします。

事務局人数を確認 「全員挙手」

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第 53 号 農地法第 3 条の規定による許可申請については、原案どおり承認することに決定いたしました。

議 長 次に、議案第 54 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

主 幹 6 ページになります。

議案第 49 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、農地法第 5 条第 1 項の規定により、農地を農地以外のものにすると同時に所有権を移転（賃借権、使用貸借権の設定）するため、下記のとおり許可申請書の提出があったので提案する。

平成 29 年 12 月 4 日 白杵市農業委員会 会長 疋田 忠公

番号 1、畑 142 m² 外 1 筆 合計 235 m² を、贈与により譲り受け、一般住宅用地として利用するものです。農地の区分は 3 種農地となっております。

なお、この案件は、すでに植林用地として利用されてきた土地であるため、追認案件となり、始末書が添付されています。

番号 2、畑 477 m² を、使用貸借権の設定により借り受け、一般住宅用地として利用するものです。農地の区分は 3 種農地となっています。

以上、2 件の申請については、立地基準、一般基準のすべてを満たしていると

考えられますが、本件についても、別紙、農地法第 5 条申請チェックリストをご覧ください、調査委員の報告を受け、委員会の判断をお願いしますのものであります。

追認案件については、申請者の立会のもと、現地調査を実施しております。

申請地は次のページに掲載していますのでご覧ください。
以上、5条申請2件について、ご提案申し上げます。

議長 それでは、事前に現地調査をしていただいております調査委員さんより報告をお願いいたします。

柳井委員 私、柳井より、11月24日に実施しました議案第54号 農地法5条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行います。チェックリストと合わせて報告します。

番号1の申請についてです。

贈与により所有権を取得して、一般住宅用地として利用するものです。

申請地は2筆で、譲渡人が、昭和57年1月、転用許可を受けないまま庭木を植栽したという案件で、追認案件であり、始末書も添付されています。

審査項目の立地基準①については該当し、②については3種農地に該当します。基準の③～⑪についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断しました。

以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当であると報告します。

番号2の申請についてです。

使用貸借権の設定により、農地を借り受け、一般住宅用地として利用するものです。

申請地は1筆の畑で、現在耕作されていませんが、適切に管理された土地です。

審査項目の立地基準①については該当し、②については3種農地に該当します。一般基準の③～⑪についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断しました。

以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当であると報告します。

以上、5条申請2件について調査報告となります。委員皆様の慎重な審議をお願いします。

議 長 　ただ今の説明および報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

- 質疑なし -

議 長 　それでは質疑がないようですから、これで質疑を終ります。これより議案第 54 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、採決を行います。本件を、原案どおり承認することに、ご異議ない方は、挙手をお願いします。

事務局人数を確認 ー「全員挙手」ー

議 長 　全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第 54 号 農地法第 5 条の規定による許可申請については、原案どおり許可相当として県知事に意見を送付することに決定いたしました。

議 長 　次に、議案第 55 号 農用地利用集積計画の決定について事務局より説明をお願いします。

主 幹 　9 ページになります。

別冊の農用地利用集積計画（第 12 号）「平成 29 年 12 月 4 日公告予定」です。

1 ページをご覧ください。

この利用権設定集計表は平成 29 年 11 月末までに申し出がありました臼杵市全体の集計表であります。

主なものについてご説明します。

中段に①の利用権設定の合計の面積と筆数を掲載しています。

新規、再設定の合計で申し上げます。

田については、26,789 m²、23 筆です。

畑については、37,099 m²、19 筆です。

合計面積は、63,888 m² 42 筆です。

次に貸手、借手ですが、これについては、貸し手が 20 人に対しまして、借り手は 18 人となります。

2 ページ以降については臼杵地域と野津地域の集計表と各筆明細書となっています。

以上、簡単ではございますが、平成 29 年 12 月 4 日公告予定の農用地利用集積計画（第 12 号）について、ご提案申し上げます。

議 長 只今の説明および報告に対しまして、質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようですから、これで質疑を終ります。これより議案第 55 号 農用地利用集積計画の決定について、採決を行います。本件を、原案どおり承認することに、ご異議ない方は、挙手をお願いします。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第 55 号 農用地利用集積計画の決定については、原案どおり承認することに決定いたしました。

議 長 次に、議案第 56 号 農用地利用配分計画案の意見聴取について事務局より説明をお願いいたします。

主 幹 10 ページになります。

議案第 56 号 農用地利用配分計画案の意見聴取について 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、農用地利用配分計画案について意見を求められたので提案する。（資料別冊）

平成 29 年 12 月 4 日 臼杵市農業委員会 会長 疋田忠公

別冊の農用地利用配分計画案で説明します。

1 ページをご覧ください。

地権者が所有する 1 筆 1,757 m² を、配分するものです。賃料は、地権者との合意に基づき、10 a 当り 2,846 円となっています。

次に 3 ページを、ご覧ください。

地権者が所有する 1 筆 2,704 m² を、配分するものです。賃料は、地権者との合意に基づき、10 a 当り 11,095 円 となっています

次に 5 ページを、ご覧ください。

地権者が所有する 8 筆 19,323 m² を、配分するものです。賃料は、地権者との合意に基づき、10 a 当り 7,046 円から 10,230 円となっています。

以上 配分計画についてご審議をお願いします。

議 長 只今の説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようですから、これで質疑を終ります。これより議案第 56 号 農用地利用配分計画案の意見聴取について、採決を行います。本件を、原案どおり承認することに、ご異議ない方は、挙手をお願いします。

事務局人数を確認 「全員挙手」

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第 56 号 農用地利用配分計画案の意見聴取については、原案どおり承認することに決定いたしました。

議 長 次に、議案第 57 号 利用状況調査に基づく非農地の認定について事務局より説明をお願いいたします。

主 幹 11 ページになります。

議案第 57 号 農地利用状況調査に基づく非農地の認定について 利用状況調査（耕作放棄地調査）に基づき、農地法第 2 条 1 項に規定する「農地」に該当しない旨の認定をしたいので提案する。（資料別冊）

平成 29 年 12 月 4 日 白杵市農業委員会 会長 疋田忠公

利用状況調査に基づく非農地の認定についてこの案件については、5月から8月にかけて行いました利用状況調査に基づく非農地となります。

議案第57号参考資料をご覧ください。

これについては、大字ごとの集計となっています。

数値の説明については、右下の合計の欄の報告とさせていただきます。

田の合計は、331筆 58,112㎡

畑の合計は、697筆 171,026㎡

総合計は、1,028筆 229,138㎡となります。

また、別紙として担当ごとの明細を添付しております。少し補足しますと、一番右の非農地確定に○があるところが最終的に非農地とする土地であります。○がないところは、非農地事前通知書を発送しましたが、本人の意向により非農地にしないこととなった土地であります。

以上、農地利用状況調査に基づく非農地認定についてご提案申し上げます。

議長 ただいまの説明および報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議長 質疑がないようですから、これで質疑を終ります。これより議案第57号 利用状況調査に基づく非農地の認定について、採決を行います。本件を、原案どおり承認することに、ご異議ない方は、挙手をお願いします。

事務局人数を確認 「全員挙手」

議長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第57号 利用状況調査に基づく非農地の認定については、原案どおり承認することに決定いたしました。

議 長 以上で、本総会の議案はすべて終了いたしました。委員の皆さんご協力ありがとうございました。（終了 10:00）